

土地収用法の一部を改正する法律について

○土地収用制度見直しの背景

近年の公共事業を取り巻く課題に対応した見直し

- ① 住民の理解の促進
- ② 円滑かつ効率的な実施の確保
- ③ 循環型社会の形成の推進

- ・ 東京都日の出町廃棄物処分場の例
約460㎡の土地に2,829名の共有者が存在し、土地及び立木等に対する補償金は5,700万円、起業者がこの支払いに要した負担は約10億円
- ・ 東京都、全国市長会等から、土地収用制度見直しへの要望

○土地収用制度見直しの基本的考え方

主として事業の公益性を
認定する事業認定手続
【大臣・知事】

事業の公益性の判断に当たっては、
住民や第三者機関の意見を参考に
する制度を創設し、従前より慎重
な手続の下に判断

主として補償金額を確定
する収用手続
【収用委員会】

適正な手続により公益性が認定さ
れた事業について、権利者の利益
を阻害することなく、収用手続の
合理的かつ円滑な遂行を確保

21世紀型公共事業の実現に寄与し国民から信頼される
土地収用制度の確立

都市再生やゴミゼロ型都市への再構築という現下の緊急
課題に対応

○改正の概要

現 行

任意の用地取得

事業認定申請

[起業者→大臣・知事]

事業認定告示

[大臣・知事]

権利取得裁決申請
明渡裁決の申立

[起業者→収用委員会]

権利取得裁決
明渡裁決

[収用委員会]

権利取得・明渡し

事業認定
主として事業の
公益性の認定
手続

収用
主として補償金額の確定
手続

土地収用法

改 正 内 容

●事前説明会の開催の義務付け

○補償金仲裁制度の創設

補償にのみ争いがある場合に、簡易・迅速な紛争解決

○収用適格事業の見直し

・リサイクル施設 ・廃棄物処理センター

●公聴会の開催の義務付け

●第三者機関の意見聴取・尊重

・大臣認定 → 社会資本整備審議会
・知事認定 → 条例で定める機関

●事業認定理由の公表

官報に掲載

●土地物件調書作成の特例の創設

権利者多数で補償金僅少の場合には、立会・署名押印方式から公告縦覧方式へ

●収用委員会審理の合理化

・主張内容の整理

審理において事業認定の公益性に関する不服等の主張を制限

・代表当事者制度の創設

○補償基準の法令化

補償の細目を政令で規定

●補償金払渡方法の合理化

現金持参払 → 郵送による支払も可能に

○生活再建措置の充実

金銭補償に加え、代替地、代替住宅のあっせん等